会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条に 規定する書類

(吸収分割に関する事後開示書類)

2021年11月1日

萩原工業株式会社 バルチップ株式会社

吸収分割に関する事後開示書類

岡山県倉敷市水島中通一丁目4番地 萩 原 工 業 株 式 会 社 代表取締役 浅野 和志

岡山県倉敷市水島中通一丁目4番地 バルチップ株式会社 代表取締役 萩原 佳明

萩原工業株式会社(以下「萩原工業」といいます。)及びバルチップ株式会社(以下「バルチップ」といいます。)は、2021年9月21日付で締結した吸収分割契約に基づき、2021年11月1日を効力発生日として、萩原工業のコンクリート補強繊維「BarChip」の販売及び製品開発に関連する事業(以下「本件事業」といいます。)に関して有する権利義務をバルチップに承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」といいます。)を行いました。

本吸収分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条に定める 事項は、次のとおりです。

事後開示事項

- 吸収分割が効力を生じた日(会社法施行規則第 189 条第 1 号)
 2021 年 11 月 1 日
- 2. 吸収分割会社における事項(会社法施行規則第189条第2号)
- (1)会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過(同号イ) 本吸収分割は、会社法第784条第2項に該当し、本吸収分割の差止請求をする権利を 有する萩原工業の株主はいないことから、該当事項はありません。
- (2) 会社法第785条の規定による手続の経過(同号ロ) 本吸収分割は、会社法第785条第1項第2号に該当し、萩原工業の株主は株式買取請求権を有しないことから、該当事項はありません。
- (3) 会社法第787条の規定による手続の経過(同号ロ) 萩原工業には、会社法第787条第1項の規定により新株予約権買取請求をすること

ができる新株予約権者は存在せず、同条に定める手続は不要であるため、該当事項はありません。

(4) 会社法第789条の規定による手続の経過(同号ロ)

本吸収分割において、萩原工業からバルチップへの債務の承継は、重畳的債務引受けの方法によることとしております。そのため、萩原工業には、会社法第789条第1項の規定により異議を述べることができる債権者が存在せず、同条に定める債権者保護手続は不要であるため、該当事項はありません。

- 3. 吸収分割承継会社における事項(会社法施行規則第201条第3号)
- (1)会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過(同号イ) バルチップは萩原工業の完全子会社であり、本吸収分割の差止請求を行ったバルチップの株主はいませんでした。
- (2)会社法第797条の規定による手続の経過(同号ロ) 本吸収分割は、バルチップの唯一の株主である萩原工業の同意をもって、バルチップ の株主総会の承認決議を経ており、反対株主は存在しないため、該当事項はありません。
- (3) 会社法第799条の規定による手続の経過(同号ロ)

バルチップは、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定により、本吸収分割について、2021 年 9 月 22 日付の官報及び電子公告によってバルチップの債権者に対して異議申述の公告を行いましたが、同条第 1 項の規定により本吸収分割に異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項(会社法施行規則第189条第4号)

バルチップは、本吸収分割の効力発生日をもって、本件事業に係る権利義務を承継しました。これにより承継した資産の額は393,913千円であり、負債の額は170,505千円です。

- 5. 会社法第923条の変更の登記をした日(会社法施行規則第189条第5号)2021年11月9日(予定)
- 6. その他吸収分割に関する重要な事項(会社法施行規則第189条第6号) 該当事項はありません。